

重大な消防法令違反 対象物の公表制度

概要：建物の利用者自らがその危険性に関する情報を入手し、建物を利用する際の選択、判断が出来るよう、消防機関が立入検査で重大な消防法令違反を確認した場合、その建物の名称や所在地、違反内容等をホームページで公表する制度を平成30年4月1日より実施します。

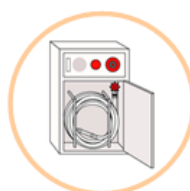


公表の対象となる建物

映画館・百貨店・ホテルなど不特定多数の方が利用する建物や病院・社会福祉施設など一人で避難することが困難な方が利用する建物です。

公表の対象となる違反内容

建物に設置義務のある消防用設備（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備）が設置されていない重大な消防法令違反です。



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



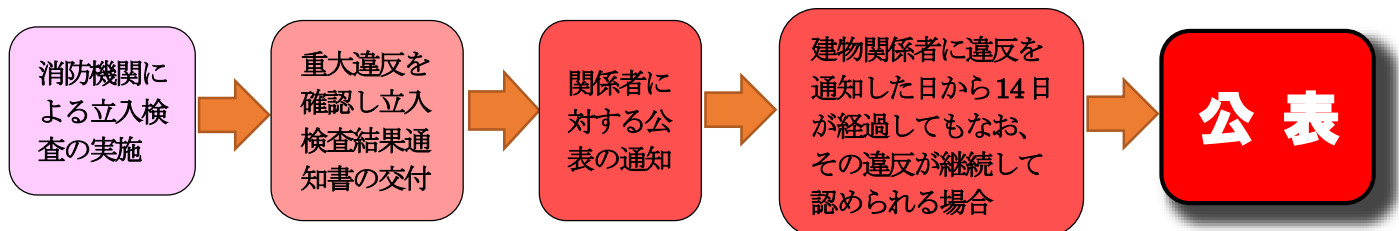
自動火災報知設備

公表する内容

- ・違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
- ・違反が認められた部分が防火対象物の一部である場合にあっては、当該部分の名称又は位置
- ・違反の内容
- ・その他消防長が必要と認める事項

公表の方法

柏原羽曳野藤井寺消防組合のホームページに掲載します。（当該違反の是正のため必要な措置が履行されるまでの間、ホームページへ掲載します。）



防火対象物の関係者の皆様へ

次のような場合には消防用設備等の設置義務が発生し、重大な消防法令違反になる場合がありますので、事前に消防組合にご相談下さい。

- ・増築や改築、隣接建物との接合を行う場合
- ・飲食店、物品販売店、旅館、病院、福祉施設などの用途が新たに入居する場合
- ・窓などの開口部をふさぐ、窓にフィルム等を貼付する場合



消防法施行令別表第1より公表対象となる防火対象物を抜粋

(一)	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	
	ロ	公会堂又は集会場	
(二)	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの	
	ロ	遊技場又はダンスホール	
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(二並びに(一)項イ、(四)項、(五)項イ及び(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの	
	ニ	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの	
(三)	イ	待合、料理店その他これらに類するもの	
	ロ	飲食店	
(四)		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	
(五)	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの	
(六)	イ	次に掲げる防火対象物 (1) 次のいずれにも該当する病院(火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。) (i) 診療科名中に特定診療科名(内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。)(2)(i)において同じ。)を有すること。 (ii) 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。 (2) 次のいずれにも該当する診療所 (i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。 (ii) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。 (3) 病院((1)に掲げるものを除く。)、患者を入院させるための施設を有する診療所((2)に掲げるものを除く。)又は入所施設を有する助産所 (4) 患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所	
	ロ	次に掲げる防火対象物 (1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な要介護者」という。)を主として入居させるものに限る。)、有料老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)、介護老人保健施設、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。)、同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2) 救護施設 (3) 乳児院 (4) 障害児入所施設 (5) 障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であって、同条第4項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な障害者等」という。)を主として入所させるものに限る。)又は同法第5条第8項に規定する短期入所若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。)	
	ハ	次に掲げる防火対象物 (1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(ロ(1)に掲げるものを除く。)その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2) 更生施設 (3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第7項に規定する一時預かり事業又は同条第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (4) 児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く。) (5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設(ロ(5)に掲げるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。)	
	ニ	幼稚園又は特別支援学校	
	(九)	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
	(十六)	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
	(十六の二)		地下街
	(十六の三)		建築物の地階((十六の二)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)

本制度の背景：平成24年5月に広島県福山市で発生したホテル火災や平成25年2月に長崎市で発生した認知症高齢者グループホーム火災など、不特定多数の方が利用する建物や病院・社会福祉施設など一人で避難することが困難な方が利用する建物において近年多くの死傷者を伴う火災が起きています。消防機関が重大な消防法令違反の存する防火対象物を覚知した場合は、警告や命令等厳格な措置による違反是正の徹底を図ることが前提ではありますが、このような違反対象物に対して消防機関が命令を行い、当該命令内容を公示するまでの間は、建物の火災危険性に関する情報が利用者の方々に提供されない状況にあることから、利用者の方々が自ら建物の情報を入手して利用の適否を判断できるよう、国の指導に従い、情報公開制度の一環として消防機関が有する建物の火災危険性に関する情報を公表するものです。